

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」に関する意見募集の結果について

令和7年5月30日  
厚生労働省  
雇用環境・均等局  
職業生活両立課

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」に関し、令和7年4月15日から5月14日まで意見を募集したところ、計2件の御意見を頂きました。（その他、標記（案）と無関係であると判断できるものが4件ありました。）

募集期間中に寄せられた御意見と御意見に対する考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

皆様の御協力に御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

別紙

寄せられた御意見	御意見に対する考え方
地方公共団体が行う職業紹介（船員についても改正予定）についても、同様に措置すべき。	職業安定法第 29 条第 1 項の規定により無料の職業紹介事業を行う特定地方公共団体についても、今回の改正内容の対象となります。
意見公募手続の例外を設ける場合であっても、積極的に任意で意見公募手続をとるべき。	行政手続法第 39 条第 4 項第 4 号により意見公募手続の適用除外とされている命令等についても、命令等の性質に応じて意見公募手続を行っているところであり、引き続き命令等の内容が適正なものとなるよう行政運営を図ってまいります。